

総 務 委 員 会 資 料

2 所管事務の調査（報告）

(1) 川崎市財政事情の作成及び公表に関する条例の一部改正に係るパブリックコメントの実施について

資料 1 「川崎市財政事情の作成及び公表に関する条例等の一部改正について」

資料 2 「意見募集概要」

令和 8 年 1 0 月 6 日

財 政 局

財政部庶務課 担当

川崎市財政事情の作成及び公表に関する条例等の一部改正について

1 財政事情の公表とは

地方自治法243条の3第1項にて、住民への説明責任を果たすための制度として財政状況の公表について定められています。

本市ではこの「財政状況の公表」について「川崎市財政事情の作成及び公表に関する条例」を制定し、「財政事情の公表」として実施しています。

2 本市の現状

現在、年2回(6月1日と12月1日)市公報にて公表しています。
掲載内容については以下のとおりです。

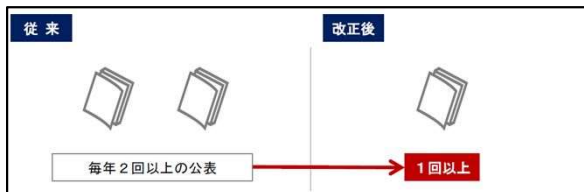
	6月1日公表分	12月1日公表分
公表内容	前年の10月1日から3月31日における 下記事項(前年度下半期分) ・歳入歳出予算執行の概況 ・市民の負担の概況 ・公営事業の経理の概況 ・財産、公債及び一時借入金の現在高 ・その他市長において必要と認める事項	同年の4月1日から9月30日における 下記事項(当該年度上半期分) ・歳入歳出予算執行の概況 ・市民の負担の概況 ・公営事業の経理の概況 ・財産、公債及び一時借入金の現在高 ・その他市長において必要と認める事項 ・財政の動向及び市長の財政方針 ・前年度の決算の概況

3 経緯

令和7年に、地方分権改革に関する提案にて、複数都市から「財政状況の公表」に関して、他の公表資料との重複や公表事務負担軽減といった観点から「財政状況の公表」の見直しが提案されました。

この提案を受け、所管である総務省が協議を重ねた結果、
見直しの提案内容は適当ではないが、公表回数について緩和する(「毎年2回以上」から「毎年1回以上」とする)ことを検討してまいりたい。
といった趣旨の回答がありました。

この内容を踏まえ、国において「地方公共団体等の財政に関する公表事務の合理化」を目的として、公表回数を「毎年2回以上」から「毎年1回以上」とした法改正が行われました。



改正イメージ

「令和8年5月27日成立、令和8年6月3日公布『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律』(令和8年法律第27号)(第16次地方分権一括法)」(内閣府HP)から抜粋

4 本市の対応

改正の趣旨を踏まえ、本市も事務負担軽減及び公表事務の合理化を目的として、「川崎市財政事情の作成及び公表に関する条例」を改正し、財政事情の公表に関する事務を見直します。

5 主な改正内容

①公表内容について

現在公表している一部の内容について、市ホームページ等で掲載している情報と重複していること等から
公表内容を、現在12月1日に公表している
「当該会計年度の上半期(4月から9月まで)の歳入歳出予算の執行状況等」とします。

②公表回数及び公表時期について

公表内容の見直しを踏まえ、6月1日及び12月1日の年2回公表から
「12月の年1回公表」とします。

※なお、引き続き市民に対する説明責任を果たしていくため、分かりやすい資料作成及び重複のため見直した内容に関する情報にアクセスしやすいよう市ホームページの環境整備等を実施してまいります。

6 関係条例等

①財政事情の閲覧の請求及びその方法に関する規則

⇒財政事情の閲覧期間に関すること

②川崎市病院事業の設置等に関する条例

③川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

④川崎市交通事業の設置等に関する条例

⇒地方公営企業業務状況説明書類の内容及び作成、提出回数に関すること

7 今後のスケジュール

令和8年10月14日～令和8年11月16日 パブリックコメント実施

令和9年2月 パブリックコメント結果公表 市議会にて改正条例議案を上程

令和9年3月 条例等改正

令和9年4月 条例等施行

国法律新旧対照表(該当箇所抜粋)

○地方自治法

新(改正後)	旧(改正前)
第243条の3 普通地方公共団体の長は、<u>第二百十九条第二項の規定による予算の要領の公表及び第二百三十三条第六項の規定による決算の要領の公表のほか、条例で定めるところにより、毎会計年度少なくとも一回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。</u> 2・3 (略)	第243条の3 普通地方公共団体の長は、<u>条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。</u> 2・3 (略)

○地方公営企業法

新(改正後)	旧(改正前)
第40条の2 管理者は、<u>第二十四条第二項の規定による予算の原案の作成及び第三十条第一項の規定による決算の調製のほか、条例で定めるところにより、毎事業年度少なくとも一回以上当該地方公営企業の業務の状況を説明する書類を作成し、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。</u>この場合においては、地方公共団体の長は、遅滞なく、これを公表しなければならない。 2 前項の規定による公表は、これをもつて、当該地方公営企業に係る地方自治法第二百四十三条の三第一項の規定による普通地方公共団体の長の行う公表とみなす。	第40条の2 管理者は、<u>条例で定めるところにより、毎事業年度少くとも二回以上当該地方公営企業の業務の状況を説明する書類を当該地方公共団体の長に提出しなければならない。</u>この場合においては、地方公共団体の長は、遅滞なく、これを公表しなければならない。 2 前項の規定による公表は、これをもつて、当該地方公営企業に係る地方自治法第二百四十三条の三第一項の規定による普通地方公共団体の長の行う公表とみなす。

川崎市財政事情の作成及び公表に関する条例

昭和23年8月18日条例第45号

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項の規定による文書(以下「財政事情」という。)の作成及び公表に関しては、この条例の定めるところによる。

第2条 財政事情の公表は、毎年12月1日及び翌年6月1日にこれを行なうものとする。

2 天災その他避けることのできない事故により前項の期日に財政事情を公表することができないときは、市長は事故のやんだときから1箇月以内においてその期日を定めてこれを公表しなければならない。

第3条 前条第1項の規定により12月1日に公表する財政事情においては4月1日から9月30日までの期間における次に掲げる事項を掲載し、かつ財政の動向及び市長の財政方針並びに前年度の決算の概況を明らかにするものとする。

(1) 歳入歳出予算執行の概況

(2) 市民の負担の概況

(3) 公営事業の経理の概況

(4) 財産、公債及び一時借入金の現在高

(5) その他市長において必要と認める事項

2 前条第1項の規定により6月1日に公表する財政事情においては、前年10月1日から3月31日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載するものとする。

3 市長は、必要に応じ、財政事情の掲載事項の参考となるべき文書をその附表として添付することができる。

第4条 財政事情の公表は、川崎市公報によりこれを行なう。

2 前項の市公報は、その発行の日から6箇月間何人も市長の指定した場所においてその閲覧を請求することができる。

3 前項の規定による閲覧の請求及びその方法に関し必要な事項は、市長がこれを定める。

第5条 この条例に定めるもののほか財政事情の作成及び公表の手續に関し必要な事項は、市長がこれを定める。

関係条例等(一部該当箇所抜粋)

財政事情の閲覧の請求及びその方法に関する規則		
昭和24年2月18日規則第10号		
第1条 川崎市財政事情の作成及び公表に関する条例第4条第3項の規定による財政事情の閲覧の請求及びその方法に関しては、この規則の定めるところによる。		
第2条 財政事情を登載した市公報は、発行の日から6箇月間財政局財政部庶務課(以下「庶務課」という。)において、執務時間中住民の閲覧に供する。		
第3条 財政事情を閲覧しようとする者は、その旨を庶務課の職員に申し出なければならない。		
第4条 閲覧者は、指示された場所で閲覧し、これを外部に持ち出し、又は破損等の行為をしてはならない。		
第5条 前条の規定に違反し、又は職員の指示に従わない者に対して、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することがある。		

川崎市病院事業の設置等に関する条例	川崎市水道事業、工業用水道事業及び 下水道事業の設置等に関する条例	川崎市交通事業の設置等に関する条例
昭和41年12月19日条例第42号	昭和41年12月19日条例第45号	昭和41年12月19日条例第46号
(業務状況説明書類の提出) 第12条 管理者は、病院事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類(以下「業務状況説明書類」という。)を11月20日までに、10月1日から3月31日までの業務状況説明書類を5月20日までに市長に提出しなければならない。 2 業務状況説明書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月20日までに提出する業務状況説明書類においては前事業年度の決算の状況を、5月20日までに提出する業務状況説明書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。 (1) 事業の概況 (2) 経理の状況 (3) 資産、企業債及び一時借入金の現在高 (4) 前3号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに業務状況説明書類を提出することができなかった場合においては、事故がやんだときから1箇月以内において市長が定めた期日までにこれを提出しなければならない。	(業務状況説明書類の提出) 第9条 管理者は、上下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類(以下「業務状況説明書類」という。)を11月20日までに、10月1日から3月31日までの業務状況説明書類を5月20日までに作成し、市長に提出しなければならない。 2 業務状況説明書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月20日までに提出する業務状況説明書類においては前事業年度の決算の状況を、5月20日までに提出する業務状況説明書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。 (1) 事業の概況 (2) 経理の状況 (3) 資産、企業債及び一時借入金の現在高 (4) 前3号に掲げるもののほか、上下水道事業の業務の状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに業務状況説明書類を提出することができなかった場合においては、事故のやんだときから1箇月以内において市長が定めた期日までにこれを提出しなければならない。	(業務状況説明書類の提出) 第9条 管理者は、交通事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類(以下「業務状況説明書類」という。)を11月20日までに、10月1日から3月31日までの業務状況説明書類を5月20日までに作成し、市長に提出しなければならない。 2 業務状況説明書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月20日までに提出する業務状況説明書類においては前事業年度の決算の状況を、5月20日までに提出する業務状況説明書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。 (1) 事業の概況 (2) 経理の状況 (3) 資産、企業債及び一時借入金の現在高 (4) 前各号に掲げるもののほか、交通事業の業務の状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに業務状況説明書類を提出することができなかった場合においては、事故がやんだときから1箇月以内において市長が定めた期日までにこれを提出しなければならない。

川崎市財政事情の作成及び公表に関する条例の一部改正に ついて意見を募集します

- 財政状況の公表については、地方自治法にて公表回数及び公表内容が定められており、本市ではこの「財政状況の公表」について「川崎市財政事情の作成及び公表に関する条例」を制定し、「財政事情の公表」として実施しているところです。
- この度、国において地方公共団体等の財政に関する公表事務の合理化を目的とした法律改正が行われました。
- これを踏まえ、本市「財政事情の公表」に関する公表回数及び内容等の見直しを実施し、本市条例「財政事情の作成及び公表に関する条例」の一部改正を行いますので、市民の皆様から広く御意見を募集します。

1 意見の募集期間

令和8年10月14日（水）から令和8年11月16日（月）まで

※郵送の場合は、令和8年11月16日（月）消印有効

※持参の場合は、土日祝日除く午前8時30分から午後5時15分まで

2 資料の閲覧場所

川崎市ホームページ「市政情報」内の「広聴・パブリックコメント」から御覧いただけます。また、以下の場所でも御覧いただけます。

- (1) かわさき情報プラザ（市役所本庁舎復元棟2階）
- (2) 各区役所市政資料コーナー
- (3) 支所、出張所、各市民館（分館含む）、教育文化会館及び各図書館（分館含む）
- (4) 各市税事務所及び市税分室
- (5) 財政局財政部庶務課

3 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

- (1) ホームページ

市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/230/0000190143.html>

- (2) 郵送または持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市財政局財政部庶務課（川崎市役所本庁舎11階）

- (3) FAX

FAX番号 044-200-3904



↑市ホームページはこちら

※意見書の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。（別添「意見書」を御活用頂いても結構です。）

※電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

※お寄せいただいた御意見に対して個別には回答しませんが、市の考え方を内容ごとに整理・要約し、後日、市のホームページ等で公表します。

※意見書の氏名及び連絡先等は、意見内容を確認させていただく場合があるため、記載をお願いするものです。個人情報の保護に関する法律その他の関係規定に基づき、厳重に保護、管理します。

4 問い合わせ先

川崎市財政局財政部庶務課

電話：044-200-2176

FAX：044-200-3904

意見書			
題名	川崎市財政事情の作成及び公表に関する条例の一部改正について		
氏名 (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
電話番号		FAX番号	
住所 (又は所在地)			
意見の提出日	令和 年 月 日	枚数	枚(本紙を含む)
条例等に対する意見			
・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。 ・ 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。 また、個人情報は個人情報の保護に関する法律その他の関連規定に基づき厳重に保護・管理されます。 ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。			
提出先			
部署名	財政局財政部庶務課		
電話番号	044-200-2176	FAX番号	044-200-3904
住所	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地		